

これより、議案第72号「安芸市はたやま憩の家条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第73号「安芸市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第74号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第76号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約締結の件」から議案第78号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」までの3件を一括議題といたします。ただいま議題となっておりますこれら3件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第76号「30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約締結の件」につきましては、過日入札を行いました同工事につきまして請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、30 災第1189号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事で、契約の方法は、総合評価方式、指名競争入札であります。契約の金額は消費税込みで3億4,100万円、契約の相手方は安芸市井ノ口乙479番地、ハギノ建設株式会社、代表取締役、萩野裕章氏であります。

入札の経緯につきまして御説明申し上げます。議案説明に記載のとおり、ハギノ建設株式会社を含む9社を指名し、6月5日に辞退をした業者を除く2社で入札を行い、今申し上げました内容で落札されましたので契約を締結しようとするものであります。

工事の概要につきましては、図面を議案説明書に載せておりますのでお目通しをお願い申し上げます。施工延長660.5メートルで、ブロック積、根継工、現場吹付法枠工、崩土除去、舗装工などの工事を行うものでございます。

次に、議案第77号「30 災第1190号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約締結の件」につ

きましては、過日入札を行いました同工事につきまして請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、30 災第 1190 号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事で、契約の方法は、総合評価方式、指名競争入札であります。契約の金額は消費税込みで3億525万円、契約の相手方は安芸市井ノ口甲2239番地2、有限会社丸共工業、代表取締役、横井潔氏であります。

入札の経緯につきまして御説明申し上げます。議案説明に記載のとおり、有限会社丸共工業を含む9社を指名し、6月5日に辞退をした業者を除く2社で入札を行い、今申し上げました内容で落札されましたので契約を締結しようとするものであります。

工事の概要につきましては、図面を議案説明書に載せておりますのでお目通しをお願い申し上げます。施工延長189.2メートルで、ブロック積、根継工、現場吹付法枠工、コンクリート擁壁、舗装工などの工事を行うものでございます。

次に、議案第78号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律の成立により、工業標準化法が一部改正されることに伴い現行条例を改正するもので、改正の要旨としましては、「日本工業規格」を「日本産業規格」に名称を改正するものでございます。

なお、本議案につきましては、議案第74号と一部同じ改正内容でありまして、本来、開会日に提案すべきでした。まことに申しわけございませんでした。

以上で提案しました案件の説明とします。御審議の上、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○小松文人議長　これよりこれら3件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら3件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　御異議なしと認めます。

よってこれら3件は、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第76号「30 災第 1189 号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約締結の件」を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

令和元年第2回定例会（6月24日）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第77号「30 災第1190号市道安芸ノ川線道路災害復旧工事請負契約締結の件」を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第78号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第83号「安芸市議会会議規則の一部を改正する規則」及び議案第84号「安芸市議会委員会条例の一部を改正する条例」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 徳久研二議員。

○徳久研二議会運営委員会委員長 議案第83号及び議案第84号につきまして提案理由の説明をいたします。

まず議案第83号「安芸市議会会議規則の一部を改正する規則」

安芸市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び安芸市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年6月24日

議会運営委員長 徳久研二

提案する理由といたしまして、議員協議会など協議の場などの記録に関する規定を追加するものであります。改正する内容につきましては、別紙の新旧対照表のほうを見ていただきたいと思います。第166条につきまして、2項を追加するものでありまして、現行は第1項から第5項まで記載をされておりますが、改正しようとする内容につきましては、現行の第5項を第7項に繰り下げて、新しく第5項、第6項を追加するものであります。

第5項として、「協議等の場の招集権者は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、その都度定められた議員2名とともに、これに署名又は記名押印しなければならない」。第6項としまして「前項の記録は、議長が保管する」。

以上この2項を追加するものであります。

続きまして、議案第84号「安芸市議会委員会条例の一部を改正する条例」であります。

安芸市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び安芸市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年6月24日

議会運営委員長 徳久研二

これも提案する理由といたしまして、委員会記録を作成するにあたり、より正確性を拡充する